

長野県 PPP/PFI 地域プラットフォーム設置要綱

(設置方針)

第1条 地方公共団体、地域の企業、金融機関等が集まり、PPP/PFI 事業のノウハウ習得や具体の案件形成に繋げるためのサウンディングなどを行う場を設けることで、長野県内における官民連携事業を積極的に推進する。

これにより、効率的かつ効果的な公共施設の整備・運営及び良好なサービスの提供を確保するとともに、新たな事業機会の創出など地域経済の成長に寄与することを目的として、長野県 PPP/PFI 地域プラットフォーム（以下「本会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本会は、長野県内の産官学金の団体等をもって組織する。

2 本会への参加を希望する団体等は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。

3 本会の円滑な事業実施及び運営を確保するため、コアメンバーを選定する。

4 コアメンバーは、別表に掲げる者により構成する。

(事業)

第3条 本会は、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

なお、第1条の目的を達成するため、コアメンバー以外の者にも開催情報などを広く発信し、様々な者に参画を促すこととする。

(1) セミナーの開催等を通じた官民連携事業に関する情報・ノウハウの共有

(2) 長野県内における官民連携事業の案件の掘り起こし及びその形成・推進のための官民対話の実施支援

(3) その他、長野県内における官民連携事業の導入促進のために必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は、長野県総務部財産活用課に置き、本会の事業実施・運営に関する企画立案等を行う。

(コアメンバー)

第5条 コアメンバーは、本会の事業実施・運営に関する補助、事務局に対する提案や支援、官民対話における各立場に応じた助言や相談対応などを行うほか、本会が開催するセミナー等に関する周知及び参加の呼びかけ等を行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月6日から施行する。

別表（第2条関係）

コアメンバー	備考
株式会社八十二銀行	
一般財団法人長野経済研究所	
長野信用金庫	
松本信用金庫	
上田信用金庫	
諏訪信用金庫	
長野県信用組合	
飯田信用金庫	
長野県	事務局

※順不同